

J A M 政策NEWS

2024年10月9日 第2025-02号

【発行】JAM

【発行責任者】中井寛哉

【編集】総合政策グループ

TEL : 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

日本自動車部品工業会 会員企業に向け法令遵守・取引適正化を促進

「型保管費の適正負担に向けた取組手順」「手形等の支払サイト60日以内化対応のサポート情報」

9月25日、日本自動車部品工業会（以下、部工会）はHPにて「型保管費の適正負担に向けた取組手順」「手形等の支払サイト60日以内化（※）対応のサポート情報」（※手形等が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更）を公表しました。

具体的な取組手順やサポート情報を公開するとともに、部工会会員企業に向け以下のメッセージを発信しています。

『法令遵守はサプライチェーン全体で取り組むべき重要な課題です。（中略）先般弊会は自

動車総連・JAMと懇談会を行い、労使一体で取引適正化に取り組んでいく事を確認いたしました。労使間で取引適正化の課題を共有し、その解決に向けて協力して取り組んでいただきますようお願いいたします。』

価格転嫁の取り組みは、サプライチェーン全体に取引適正化が波及するように下請企業を意識した取り組みが重要です。JAMにおいても、部工会HPを参考に、自社に有効な取り引きが行なえるよう、また、法令遵守されているか労使で確認を行ないましょう。

型保管費の適正負担への取組手順や協議の事例が掲載されています。
型保管についての取り引きの際、参考にしましょう。



詳しくはこちら



型保管費の適正負担に向けた 取組手順

1. 型保管費の適正負担に関する背景と課題
2. 型保管費の適正負担への取組み
3. 型保管費の適正負担への取組手順
4. 事例紹介
5. 参考情報

(1)取引適正化政策の中での位置づけ

取引適正化 5本柱

合理的な価格決定
支払条件の改善
適正な型管理
知的財産保護
働き方改革のしわ寄せ防止

型管理の重点項目

書面等による取引条件の明確化
型費の早期支払
不要な型の廃棄推進
型の保管費用の支払
型の知的財産保護

手形を下請代金の支払手段として用いる場合、手形の交付日から手形の満期までの期間が、120日以内（繊維業の場合は90日以内）から60日以内に変更となります。
手形交付の際、満期までの期間を確認するとともに、取引先が下請法の対象となる事業者になっていないか、確認しましょう。

下請法が規制する「割引困難な手形の交付の禁止」の

指導基準が24年11月1日から変更になります。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240430_tegata.html

120日(繊維業90日)→業種問わず60日



詳しくはこちら



指導基準の変更に対応しないと・・・

違反勧告となり、公正取引委員会HPで報道発表され
違反行為の内容及び社名等が公表されます。